

# 平成28年度「ふくおか社会教育応援隊」事業実施要領

## 1 目的

社会教育総合センター等県立青少年教育施設（以下、「社教センター等」という）及び所管教育事務所の職員（社会教育主事等、以下同じ。）が、市町村教育委員会が実施する社会教育関連事業に対し、その依頼に応じて積極的に関わり、事業の効果的・効率的な運営を支援するとともに、地域における社会教育活動の充実及び活性化を図る。

## 2 対象機関

- 市町村教育委員会及び管下の教育施設（公民館、小・中学校等）
- 市町村社会教育・生涯学習関係課及び管下の社会教育施設（公民館、コミュニティセンター等）
- 社会教育関係団体（単位PTA、PTA連合会、公民館連合会等）
- 地域活動、社会貢献活動、ボランティア活動等に関する団体

## 3 事業内容

- (1) 対象機関の求めに応じた講師等の派遣
  - ① 社会教育諸計画の策定支援
  - ② 対象機関が主催する事業・研修会での指導・助言
  - ③ 体験活動・ボランティア活動に関する指導・助言
  - ④ 学習プログラムの作成支援
  - ⑤ 社会教育に係る調査研究活動支援
  - ⑥ その他、市町村の社会教育の振興のための支援に関すること
- (2) 来所・電話等による情報提供
  - ① 学習プログラムの企画・立案に関すること
  - ② 社会教育諸計画に関すること

## 4 手続

社教センター等・所管教育事務所の職員の派遣を依頼する場合は、次の手続による。

- (1) 派遣依頼を行う対象機関は、原則として派遣を要する日の1か月前までに、依頼先に電話等で派遣の可否を確認の上、各施設で定める所定の申請方法に従って派遣申請を行う。
- (2) 社教センター等及び所管教育事務所は、派遣申請を受理後、派遣する職員を決定し、依頼者と内容等の打合せを行う。

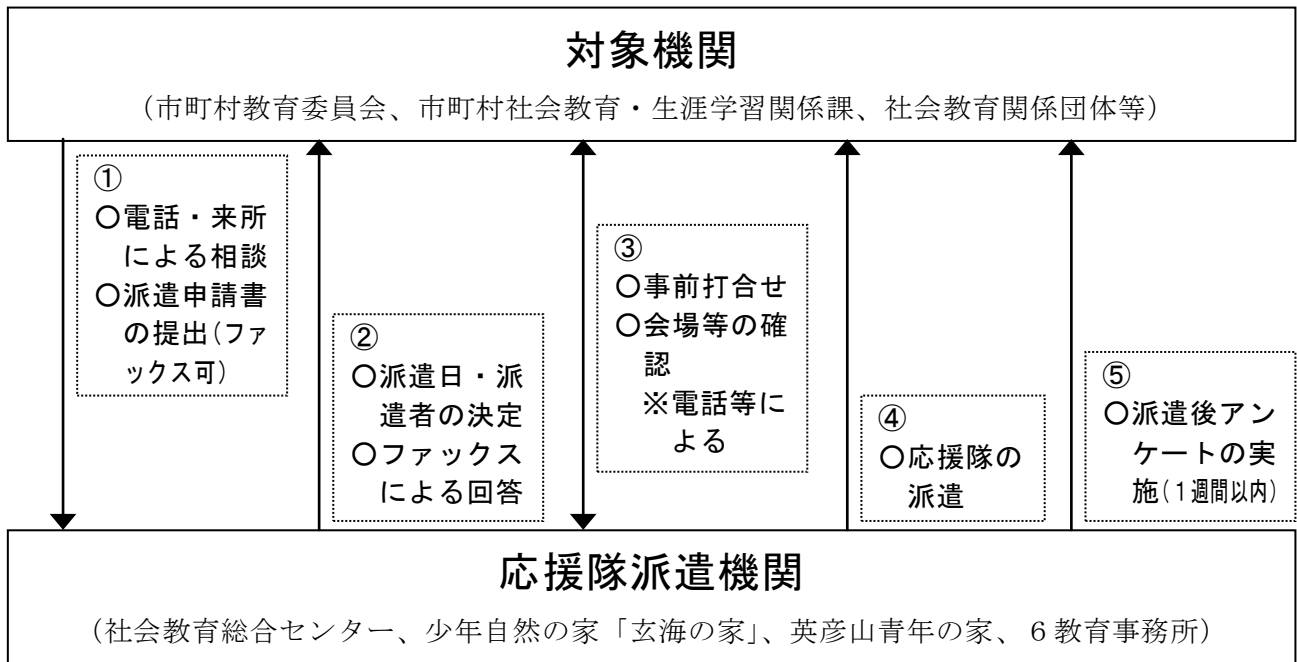
## 5 留意事項

- (1) 事業の実施主体は上記2に掲げる対象機関であり、社教センター等及び所管教育事務所の職員は、その支援を行う。なお、長期にわたる派遣や事業スタッフとしての派遣は行わない。
- (2) 原則として、国民の祝日に関する法律による休日、各施設の休所日及び主催事業実施前1週間の派遣は行わない。
- (3) 原則として、市町村規模あるいは広域で活動する機関・団体からの派遣要請に応ずるものとする。
- (4) 申請内容に応じて、社教センター等及び所管教育事務所が協働で支援する。
- (5) 依頼者は、派遣終了後にアンケート等に回答し提出する。

## 6 経費

- (1) 派遣に要する旅費は、原則として、派遣依頼を行う対象機関の負担とするが、実態を勘案し協議の上、決定する。
- (2) 社教センター等及び所管教育事務所の職員は、謝金及び謝金に類するものは受領しない。

## ＜ふくおか社会教育応援隊事業の流れ＞



### ■ 応援隊派遣の類型

プログラム作成支援等の場合	市町村等と社会教育主事等の合同チームの設置 ◎ 協議会等に社会教育主事等を派遣し、事業の立ち上げから終了までをサポートする。 ◎ 少人数での会議を重ねる。
講師・助言者の場合	講師・助言者として派遣 ◎ 市町村等の事業へ社会教育主事等を派遣する。

### ■ 応援隊事業の例

学習プログラム作成支援等	1 市町村等の状況把握 ・目標設定、手段選択 2 プログラム立案 3 事業運営に係る助言等 4 事業評価
高齢期の生涯学習に関する調査研究支援	1 市町村の状況把握 ・仮説の設定(課題及び原因の特定) 2 調査内容、方法の決定 3 調査の実施、結果の分析 ・体力、健康診断等の作業もあり 4 報告書等の作成 * その他、家庭教育支援に関する調査研究や子どもの体験活動に関する調査研究など
講師・助言者の派遣	○ 行政職員研修(生涯学習と社会教育等) ○ 入門ボランティア養成講座(ボランティアとは等) ○ 高齢者の生きがいづくり、青少年教育(人材育成、ネットワーク等) ○ 公民館職員等研修(社会教育を推進する地域の拠点等) ○ 家庭教育支援講座(家庭教育の現状と方向性等) ○ 体験活動等研修会(野外活動プログラムの立案・展開等)

※ 依頼者と打合せの上、支援内容を検討します。希望する日時によっては、お引き受けできないことがあります(国民の祝日に関する法律による休日、各施設の休所日及び主催事業実施前1週間等)。